

甲斐市立敷島小学校「いじめ防止基本方針」

1 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、敷島小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に本方針を策定する。

いじめ防止対策推進法

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法第2条」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに関する基本的認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

全ての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という共通認識に立ち、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

いじめの基本的な認識

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。
- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- いじめは、解消後も注視が必要である。
- 関係者が一体になって取り組むことが必要である。
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

本校では、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

3 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策のための組織「生徒指導委員会（いじめ対策部会）」の設置

いじめの防止を実効的に行うために、次の機能を担う「生徒指導委員会（いじめ対策部会）」を設置する。

いじめ防止対策推進法

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

生徒指導委員会（いじめ対策部会）

〈構成員〉

校内 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・その他関係職員

校外 スクールカウンセラー・教育委員会・関係機関 等

※ 協議や対応する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める。

〈役割〉

- いじめ防止に関すること。
- いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談 等）
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

〈開催〉

原則、定例会を学期2回（3学期は1回）開催する。その他、必要に応じ随時開催し、いじめ事案発生時は緊急開催をする。

4 いじめの未然防止の取組

- (1) 「わかる授業」づくり
 - 基礎的・基本的事項の習得を図る。
 - 「わかる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感、自己有用感のもてる授業の展開に努める。
- (2) 学級経営の充実
 - ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」やQ U検査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - 学習規律を徹底する。
 - 話し合い活動、学級会活動の充実を図る。
 - 居場所づくり、絆づくりを行う。
- (3) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
 - 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、いじめを抑止する。
- (4) 児童会活動・縦割り班活動の充実
 - 学校行事への主体的な運営参加や委員会活動への自主的な取り組みを進めるなど、児童の自発的な活動を支援する。
 - 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (5) 体験活動の充実
 - 児童が、他者や社会・自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、発見し、体得する。
 - 環境体験や自然体験、福祉体験、勤労生産体験など発達段階に応じた体験活動を体系的に展開した教育活動に努める。
- (6) 保護者や地域へのはたらきかけ
 - 授業参観や懇談会の開催、学校・学年だより、HP等の広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - P T A総会や各種会合において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。
 - インターネット使用のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

5 いじめの早期発見の取組

「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」の認識のもと、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないように努め、いじめの早期発見に努める。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - 出席をとる時の児童の表情や声、健康観察、保健室等での様子など、日々の観察に留意する。
 - 休み時間や昼休み、放課後の雑談などの機会に児童の様子に目を配り、「児童のいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- (2) アンケートなどの実施やノート・日記指導等の活用
 - いじめアンケート調査を每学期1回実施（6月・11月・2月）し、早期発見に努める。
 - QU検査による学級生活状況調査を年間2回実施（6月・11月）し、児童のよりよい関係づくりに努める。
 - 個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したり、連絡帳などの活用によって保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- (3) 教育相談（学校カウンセリング）の実施
 - 教職員と児童の信頼関係を形成する。
 - 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - スクールカウンセラーの活用とともに定期的な相談機関を設けて、教育相談を実施する。

6 いじめへの対応

いじめに発展する可能性のある事案等の把握された場合、校長のリーダーシップのもと、「緊急いじめ対策部会」を招集し、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、甲斐市教育委員会と連携を図り、韮崎警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (1) いじめ問題の対処の流れ・・・別紙【いじめ対応マニュアル】を参照
- (2) いじめ対応の留意点
 - いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
 - 校長は、いじめの報告を受けた場合は、「緊急いじめ対策部会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
 - 被害児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門機関などと連携した対応を図る。
 - いじめが確認された場合は、被害・加害児童とも保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
 - 校長は、必要があると認めるときは、加害児童について被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童が安心して学習を受けられるようにするために必要な措置を取る。
 - 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
 - いじめ問題への対応は、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(3) ネットいじめへの対応

児童および保護者が、発信された情報の高度に流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会を行う。

○ ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめをおこなうもの。

○ 未然防止のためには（懇談会等で伝えていくこと）

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

○ 未然防止のためには（情報モラルに関する指導の中で児童で伝えていくこと）

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定できること。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性があること。
- ・書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・チェーンメールは架空のものであり、転送しない。不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。また、転送することが、内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

○ 早期発見・早期対応のためには

- ・削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し、協力して取り組む。しかし、学校・保護者だけでは解決が困難な事案が多いので、警察等の専門機関との連携を図る。

7 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) 学校評価の活用

いじめ問題への取り組みについての自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、公表する。

8 いじめ防止指導計画

(1) いじめ防止年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別表1】

(2) いじめ対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別表2】

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取り組み・・・【別表3】